

# 平成27年度事業計画

## 1 事業活動方針

暴力団員による不当な行為を防止するための広報活動、不当な行為についての相談事業、不当な行為による被害者の救援等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害者の救済を図るため関係機関との緊密な連携のもとに次の事業を実施する。

## 2 事業内容

### (1) 暴力団排除に関する広報啓発事業

#### ア 暴力追放県民大会（第24回）

- 目的 県民総ぐるみによる暴力団追放意識等の普及・高揚を図る。
- 内容 暴力団情勢及び被害予防対策の周知、暴力追放功労団体（者）表彰、暴力追放宣言、記念講演等を行う。
- 参加者 県内事業者、住民、関係団体等

#### イ 広報啓発事業

- 目的 暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚を図る。
- 事業内容 上記目的及び相談活動の活性化のため、機関誌の発行、暴力団対応マニュアル、ポスター、リーフレット、ステッカー等の作成配布のほか、ビデオの貸出しなどによる啓発を行う。

### (2) 暴力団排除組織に対する支援事業

#### ア 地域暴力団排除組織連絡協議会総会

- 目的 54の地域暴力団排除組織の連絡調整を図り、暴力追放運動の充実を図る。
- 事業内容 地域暴力団排除組織、関係機関及び団体との暴力団排除活動に関する情報交換、連絡調整、記念講演などを行う。
- 参加者 地域暴力団排除組織の会員、関係機関、団体等

#### イ 地域暴力団排除組織への交付金支給

- 目的 地域暴力団排除組織の活動を支援する。
- 事業内容 地域暴力団排除組織の活動に応じ交付金を交付する。

#### ウ 民間暴力団排除組織に対する支援

- 目的 各種民間暴力団排除組織の活動を支援する。
- 事業内容 暴力団排除活動用の資器材（不当要求行為に対する対応要領のDVD、暴力追放運動行進用横断幕、同のぼり、同たすき、同腕章等）の貸出し、賛助会セミナーの開催、民間暴力団排除組織が行う総会等へ職員を派遣する。

(3) 暴力団排除に関する相談事業

ア 相談活動

目 的 暴力団員による不当な行為に関する相談に応じ、対応要領を教示して被害の予防及び解決を図る。

事業内容 暴力追放相談委員（弁護士、保護司、少年指導委員・警察OB）による面接、電話、メール等の相談を行う。

イ 三者協定による活動

目 的 横浜弁護士会、県警、暴力追放推進センターの三者が連携し、暴力団員等による不当な行為の被害の防止及び回復を図る。

事業内容 神奈川県民事介入暴力事案等協議会を開催し暴力団に係る情報交換研究、検討等を行うほか、対象事案には三者が連携を図って対応する。

(4) 少年に対する暴力団の影響を排除する事業

目 的 少年への組加入強要、勧誘、脱退妨害等の排除を図るとともに、離脱少年に対する社会復帰を支援する。

事業内容 少年向けのリーフレットを作成し少年及び関係機関等に配付するほか、青少年・教育分科会等少年問題対策機関と連携を図り、少年に対する暴力団の影響を排除する。

(5) 暴力団離脱者援助事業

目 的 暴力団組織からの離脱希望者を支援して円滑に脱退を実現させ、暴力団組織を弱体化させる。

事業内容 生活相談、就職相談に応じて社会復帰を図るほか、関係機関、団体で構成する神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の充実に努め、離脱者雇用の確保に努める。

(6) 受託講習事業

目 的 事業者に対し、不当要求による被害を防止するために必要な対応方法についての指導、資料の提供、助言などを行う。

事業内容 県公安委員会からの委託を受け、不当要求防止責任者のうち2,300名を対象に20回講習を実施する。

(7) 不当要求情報管理機関支援事業

目 的 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等により不当要求情報管理機関として公安委員会に登録されている団体に対し、資料や情報を提供するなどしてその活動を支援する。（現在神奈川県内には不当要求情報管理機関として登録を受けている団体はなし。）

(8) 被害者救援事業

ア 見舞金の支給

目 的 暴力団の対立抗争による巻き添え、お礼参り、暴力団追放運動等を

行って人的・物的被害を受けた被害者に対し援助する。

事業内容 5万円を限度として見舞金を支給する。

イ 民事訴訟支援

目 的 暴力団事務所明渡し訴訟、暴力団員の不法行為に対する損害賠償請求等の民事訴訟を支援する。

事業内容 100万円を限度として訴訟費用を貸し付ける。

(9) 暴力団事務所の使用差止請求事業

目 的 暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する。

事業内容 暴力団事務所付近の住民等から当該事務所使用差止請求の委託を受け、暴力追放推進センターの名で請求に関する裁判上又は裁判外の行為をする。

(10) 少年指導委員に対する研修事業

目 的 少年指導委員による暴力団の影響排除のための活動を促進する。

事業内容 少年指導委員に対し暴力団情勢、暴力団の影響排除事例の発表、講話等を実施する。

(11) 調査研究、情報収集事業

目 的 暴力追放推進センターの事業に活用する。

事業内容 刊行物等による暴力団の活動実態や情報収集に務めるほか、関係機関等が開催する研修会、キャンペーン等に職員を派遣し、暴力団排除事例や他県の暴力団情勢に関する情報を収集する。